

返戻金制度について

当社は下記のとおり返戻金制度を定める。

記

当社の人材紹介により就職した者が以下に掲げる期間内に自己都合（死亡、病気、求人者の責めに帰すべき事由を除く）を理由に退職した場合は、当社は求人者から支払いを受けた報酬額のうち以下の割合を返還する。この場合の返還時期、通知方法等については求人者と当社との契約において定める。

なお、求人者と当社との契約において以下と異なる取り決めをする場合がある。

対象となる期間	返還割合
入社後 30 日以内	報酬額の 50%
入社後 90 日以内	報酬額の 20%

以上